

## 掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに掛川市に意見書を提出することができる。

平成28年1月8日

掛川市長 松井三郎

### 1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

### 3 縦覧場所

#### (1) 掛川市都市建設部都市政策課

（郵便番号436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

#### (2) 静岡県交通基盤部都市局都市計画課

（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

### 4 縦覧期間

平成28年1月8日（金）から平成28年1月22日（金）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）